

# 会 議 録

## 1 会議名

上越市入札監視委員会 令和7年度第3回会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

- ・発注状況について（市発注）  
（ガス水道局発注）

- ・指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

## 3 開催日時

令和7年12月18日（木）午後1時30分から午後3時15分まで

## 4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：今本委員長、井部副委員長、伊藤委員、竹内委員、宝池委員
- ・事務局

上越市：佐藤契約検査課長、横田副課長、工藤係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：佐藤総務課長、森口副課長、金井係長、鹿住主事

（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：袋係長、山田主任

中郷区教育・文化班：平原班長

文化行政課：小林係長

都市整備課：小出係長

雪対策室：近藤係長、加藤係長、村山主任、関主任

高齢者支援課：荒川係長、岩嶋主事

行政イノベーション課：丸山副課長

雨水施設課：大門係長、荻原主任

ガス水道局総務課：近藤係長

ガス水道局供給計画課浄化センター：富田係長

## 8 発言の内容

### 【開会】

佐藤契約検査課長： 本日はご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、契約検査課佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤契約検査課長： それでは、開催の前にお手元の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付いたしました資料としまして、次第、資料 1-1(発注状況総括表市発注分)、資料 1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料 2(指名停止措置状況の報告)、資料 3(抽出案件の概要)でございます。

それから本日配布させていただいた資料としまして、委員名簿、座席表、以上でございますが、おそろいでしょうか。

佐藤契約検査課長： 続きまして会議の出席委員数についてですが、本日の出席委員は 5 名の方が出席していただいておりますので、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告させていただきます。

それでは、只今から「上越市入札監視委員会 令和 7 年度第 3 回会議」を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

また、傍聴される方につきましては、会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いいたします。

始めに今本委員長からご挨拶を頂戴した後、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。それでは、今本委員長よろしくお願いいたします。

### 【挨拶】

今本委員長： 本日はお忙しい中、この会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は井部委員に多くの案件から 10 件を抽出していただいたものを、審議させていただければと思います。

毎回言っていますが、市民の財産を使って行うものですので、この会議において、しっかりと議論していただければと思います。本日もよろしくお願いいたします。

### 【報告】

#### (1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「2 報告」の「(1)発注状況について」のうち、「市発注分」について、事務局から説明をお願いします。佐藤契約検査課長お願いします。

(市発注)

佐藤契約検査課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： どうもありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

今本委員長： 確認ですが、随意契約によることが可能な契約基準額の引き上げは、国の改正で変わったということでしょうか。

佐藤契約検査課長： 地方自治法施行令の改正が令和 7 年 4 月にありまして、それに伴って当市では、6 月から契約基準額を変更しております。

今本委員長： 他に何かありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それでは続きまして、「ガス水道局発注分」について、事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

佐藤総務課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。

それでは只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

竹内委員： 下水道事業の移管で市とガス水道局の増減の件数、金額が異なっていますがどうしてでしょうか。

ガス水道局の工事で、発注件数が 35 件の減、7 億 8 千万円近くが減となっていますが、大事なライフラインの老朽化の対策は大丈夫なのでしょうか。

佐藤総務課長： 令和 6 年度と令和 7 年度の前年同期の比較になるため、市は前年同期の下水道事業の件数、金額の実績、ガス水道局は今年度の件数、金額の実績となっているので件数、金額は異なってきます。

心配いただいている設備の老朽化について報道もされている中で、発注件数、金額が減となっている状況ですが、下水道も含めガス水道工事については、年度の増減はありますが、計画的に工事を行っており、予算の制約を受けて減少しているわけではありません。

宝池委員： 下水道事業がなぜガス水道局に移管されたのでしょうか。

森口副課長： 今まで下水道事業については市長部局で、ガスと水道事業についてはガス水道局という形で運営をしておりましたが、下水道事業、ガス水道事業についても給水人口の減少等でいずれの会計も経営が厳し

い状況が続く中で、公営企業という 3 つの事業をまとめて行うことで、重複する業務については、ガス水道局の 1 か所で行った方が、経営効果があるということの判断で、下水道事業をガス水道局で行うことになり、令和 7 年 4 月 1 日に移管となったものです。

同じような事業である下水道事業とガス水道事業を一本化、同じ部署で行うようにしたものです。

宝地委員： 入札不調ということが報道されることがありますが、上越市でもあるのでしょうか。あつたとすればどの程度の件数があるのか。対策をしているのであれば具体的な対策はありますか。

佐藤契約検査課長： 入札の不調は、現実的にはあります。

この 4 月以降も数件ですがあります。不調の原因は、予定価格を超過してしまう不調もあれば、最低制限価格から下回ってしまい不調になるケースもあります。不調になったものについては、なぜ不調になったかという原因をきちんと確かめた上で、再度、入札を行うことにしています。

不調になった案件で、そのまま何も執行しないという案件は、今年度についてはありません。

宝地委員： 他の県や市でも入札不調があるようで、主な原因が担当部署で設計した時と実際に施工する時のタイムラグがあって、物価高で追いついていないということが原因のようですが、上越市は何か対策を行っているのでしょうか。

佐藤契約検査課長： 仕様書で複数の業者から参考見積りを徴取して発注する場合は、入札をする前に、その見積りが数ヶ月前に取ったものであれば、物価高のような影響で、この見積りでも大丈夫かというようなチェックを必ずかけていますし、設計書で発注するような案件については、きちんと物価高も踏まえた単価で設計を行っています。

今本委員長： 他に何かありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

## (2) 指名停止措置状況について

今本委員長： それでは、次に「(2) 指名停止措置状況」について、事務局から説明をお願いします。

佐藤契約検査課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

## 【審議】

### 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回の審議案件は、井部副委員長から 10 件を抽出していただきました。お忙しいところありがとうございました。

抽出理由については、資料の下段に記載しておりますが、井部副委員長の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前にお願ひします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様からご意見、ご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいでから、回答いただくようお願ひします。

《No.1 は一とびあ中郷空調設備改修機械設備工事》

今本委員長： それでは、No.1 は一とびあ中郷空調設備改修機械設備工事ですが、指名競争入札で落札率が低いということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： わかりました。それでは事務局の説明をお願いします。

横田副課長： 初めに、本案件の予定価格の算出に当たりましては、担当課において仕様書を作成し、複数の業者から参考見積書を徴しました。

そして仕様書にある工事内容と提出された参考見積書を比較しまして間違った計算はないか、工事内容に漏れがないか等の確認を行った結果、一番低い金額の参考見積額を予定価格といたしました。

この契約の入札は予定価格が2000万円以上の工事でありますので、制限付一般競争入札を行いました。

次に、落札率についてですが、入札を行ったところ、入札額が予定価格の85%を下回る結果となりましたので、すぐに落札を決定せず、仕様書を作成した担当課の職員と当課の職員が同席する中で、見積り内容と仕様書の中身に相違がなく、価格が妥当であるか調査する低入札価格調査を行いました。

業者に確認したところ、積算内容が発注仕様書に記載された参考数量の内容であること、履行期限内での施工について問題がないこと、機器についてメーカーから低価格で入手することができたことを確認しております。

今回この機器の購入が抑えられたことにより、工事費全体の額も抑えられたものです。

結果として適切に工事を実施することを確認できましたので、落札決定となりました。

今本委員長： ありがとうございます。

それでは只今の事務局の説明について、ご質問やご意見等がありましたらお願ひします。

竹内委員： 市は予定価格をいつ決めているのでしょうか。予定価格を決めたのに複数の業者から参考見積書をもらい、入札をしてみたら低い入札額になって違和感がありますが、どうなのでしょう。

横田副課長： 予定価格を決めるのは、実際その工事を発注する前に複数の業者から参考見積書を提出していただいて、それを参考に設定をしています。

今回の場合は機器の価格が大半を占めているため、業者はメーカーから低い価格で調達することができるということを確認し、入札の段階で低い価格で入札をしています。必ずしも参考見積りを提出した業者が、一番低い額で入札をするということはありません。

竹内委員： 発注までのタイムラグがあると思いますが、発注から何ヶ月前なのでしょう。

佐藤契約検査課長： 予算を組むに当たりまして、前年の10月頃に、複数の業者から見積りをいただいて、適切な予算を計上しています。それが3月議会で議決をされ、4月以降に発注をしますので、実際に見積りをもらった時期と入札時期で見れば数ヶ月経ったものになります。その予算の範囲内で、実際に工事が可能かどうかということ、発注の段階で確認をしています。

その確認をしてから実際に入札にかけますので、タイムラグというのは、そんなにありませんので、そこで乖離が生じるということとはほとんどありません。

今回のような機械器具の設置工事の場合は、機械代金が大半を占める割合が多いため、メーカーから安く仕入れをできれば入札額が下がる状況になります。

竹内委員： 7500万円だったのが、2000万円も下がるというのは、異質に見えるのですが。自信を持って大丈夫と言っていたらいいのですが。

佐藤契約検査課長： 先ほど説明をさせていただいたとおり、きちんと低入札価格調査を実施しこの額で大丈夫だということを確認しております。

今本委員長： 下がることはありますということですね。

予定価格を決めるときは、そこまでちゃんと真剣に取れるということを確認して出してるわけではないので、いざ入札するときいろいろと考えて出すのでしょうかから、機械もそうだと思います。

宝池委員： 私も竹内委員と同じように不思議に思いました。今まで話を聞けばメーカーによって価格を下げてもらった業者がいるとのことですが、5者のうち3者とも下げれるというのはあり得るのでしょうか。

今本委員長： エアコンのメーカーは複数ありますから競争は結構、激しいと思います。私の大学のエアコンを入れる時もそうですから。

佐藤契約検査課長： 前回の会議で製造年月日を指定しているのかという質問をいただきましたが、当市の場合は能力の指定だけです。

例えば、たまたま1年前に製造されたものが手に入るということであれば、値段は下がりますし、そうかといって、3年も4年も前のものはおそらくメーカーが持ってないと思われますので、そんな古い物が入ってくることはないと思ってます。

今本委員長： それではNo.1の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 春日山城跡ものがたり館外壁改修工事》

今本委員長： 続きまして、No.2 春日山城跡ものがたり館外壁改修工事について、落札率が低いということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

横田副課長： 初めに、予定価格ですが、担当課において仕様書を作成しまして、複数の業者から参考見積書を徴しまして、仕様書にある内容と提出された参考見積額を比較し、内容を確認した結果、一番低い金額の参考見積額を予定価格としました。

本案件では14者を指名しまして10社から入札を受けました。

次に落札率についてですが、予定価格の85%を下回ったため、担当課と当課において、低入札価格調査を実施いたしました。業者に確認しましたところ、積算内容が発注仕様書に記載された内容と相違ないということと、過度な経費の圧縮ではなくて、企業努力により、経費を削減されていること、工期内での施工に問題はないことを確認しております。結果としまして、適切に工事を実施できることを確認できましたので、落札決定ということになりました。

今本委員長： ありがとうございます。

それでは只今の事務局の説明について、ご質問やご意見等がありましたらお願いします。

宝池委員： 入札結果を見ると1者だけ安くて、あとが予定価格並みですから、業者と市の常識が合っているという感じで、1番目の業者だけが異質だなという感じはしました。

今本委員長： どうしてもとりたかったということでしょうか。この変更契約はどういう内容でしょうか。

小林係長： 変更契約の内容は、当初、外壁を剥がしたところに防水シートが貼られているのですが、それを剥がさず、そのまま新しい防水シートを貼って、新しい外壁を貼るという仕様だったのですが、外壁を剥がした後で、防水シートの状態を見たところ、劣化が見受けられたため、1回剥がしてその裏の合板を確認した上で、もう1回新しい防水シ-

トを張って、その上で空気層を確保するために胴縁も打った上で、最後に新しい外壁を貼った方が長持ちするでしょうという提案を業者からいただきまして、契約変更をさせていただいたところです。

今本委員長： ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

井部副委員長： 価格が抑えられた内容としては、先ほどの案件は機械の仕入れが安くできたということでしたが、この案件は材料だったのか、他の労務費とかそういった部分だったのかお伺いしたいのですが。

横田副課長： どちらも低い金額で積算していただいています、指定してある材木であるということを確認しております。

井部副委員長： はい。わかりました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

宝池委員： 先ほどのNo.1の案件とNo.2の案件を比べてお話しますが、契約の方法について、No.1が制限付き一般競争入札、No.2が指名競争ですね。これは、上越市の基準でいきますと、予定価格が2000万円以上か以下かで変わっているのですが、その他の条件を見ますと、業者ランクはAとかBでほぼ同じ、上越市内に本社を有している、No.2は工事場所に近い地理的条件でほぼ同じなので、例えばNo.2を金額は無視して、一般競争入札にしても私はいいいのではないかと思ったのですが、指名競争入札と一般競争入札でメリットデメリットはあるもののでしょうか。金額だけで分かれているのでしょうか。

横田副課長： 制限付き一般競争入札は、地域要件、工事等の実績、技術的適性の有無等の入札参加者の資格要件を定めて公告をしまして、入札参加者を広く募った上で行う方法になっております。このメリットとしましては、広範な参加機会があること、競争性が向上されること、談合が防止されること、事業所の所在地、工事の実績等を参加要件として定めることによって、不適格業者を可能な限り排除するということができるというのがメリットになっております。

指名競争入札のメリットとしましては、不適格業者の排除、あと品質の確保向上というのがあります。デメリットですが、制限付き一般競争入札は、不適格業者が参加する可能性があるということ、品質の低下が心配されるということがあります。

指名競争入札のデメリットとしましては、入札参加業者が固定されてしまうこと、あと一般競争入札と比べて競争性が低下し、談合がしやすくなるということです。

今本委員長： 今の質問に関連してですが、基本的には予定価格で決まっているということでいいでしょうか。

横田副課長： 予定価格が2000万円以上かどうかということになります。

- 宝池委員： 基準で決まっているから仕方がないですが、地元業者の育成から地元業者に指名していただくのが一番いいかなと思うのですが、それぞれにメリットデメリットがありますから、一長一短があつてどうこうは言えませんが、できるだけ指名競争入札を増やしてもらいたいです。先ほどの説明ですと、指名競争入札と一般競争入札では3倍も発注額が違いますからね。やっぱり地元業者の育成の方に力を入れたらどうかと思います。
- 今本委員長： 地方自治法で決まってることなので、おそらく上越市だけそこを変えるということは難しいと思います。
- 佐藤契約検査課長： 今、地元業者を優先すべきとのお話をいただきましたが、市はその思いでやっております、1件目の制限付一般競争入札は、まず市内に本社を有していることの制限をかけています。2件目は、指名競争ではありますけれども、建築のランクA、Bかつ市内本社を選定しております。
- 今本委員長： 一般競争入札と言っても、条件付きなので、上越市の場合には本事業所が上越市にあるということは、要件とされていますので、逆に新潟市とか新潟県の場合は、WTOの協定があるので、その条件をつけることはできないのですが、上越市のみならず、この規模の市町村の場合には、条件付きの一般競争入札だというように考えていただければと思います。
- 佐藤契約検査課長： 自治法では一般競争入札が原則ですから、上越市では市内本社であることとか、入札参加の資格を有している業者であることという制限をつけます。特殊な工事で、市内の業者で出来ない場合は、市内に営業所がある業者、さらには県内・県外というような形で、制限をかける場合もありますが、原則としては市内本社を優先した発注を心がけております。
- 宝池委員： 一般競争入札が原則で、そういう制限をつけることもできますよ。一般競争入札に制限がつけば指名競争入札と同じになってしまうのだから、何で2つに分かれてるのか。ただ金額が違うのは、自治法で決まってるから、仕方がないですが。
- 佐藤契約検査課長： 制限付き一般競争は、例えば土木Bランク工事の場合、市内本社60数者のうち、この入札に応じたい方は皆さん手を挙げてくださいというもので、指名競争入札は、2000万を下回る比較的小規模な工事で、指名数としては、60数者全てを指名するのではなく、地理的な要件等を考慮して、14者程度を指名するものです。
- 今本委員長： 他、いかがでしょうか。  
なければ、No.2の案件は、以上で終わります。

《No.3 上越市包括的民間委託導入検討業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.3 上越市包括的民間委託導入検討業務委託について、こちらも落札率が低い。検討業務とのことで、価格設定が難しい案件と思われるが、予定価格の算出方法、算出にあたって基準とした事柄の確認、成果物の状況の確認ということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

松井係長： 初めに、予定価格の算出にあたっては、他市町村において、同種業務の受託実績がある業者に、本業務の仕様書を提示し、仕様書にある業務内容に対して、いくらでできるか、複数から参考見積もりを徴収しました。

予定価格は、仕様書にある業務内容と、提出された参考見積書を比較し、業務内容に対して、いくらで見積もりをされているか、業務内容に漏れがないかなどの内容の確認を行った結果、一番低い金額の参考見積額を予定価格としました。

次に、落札率についてですが、入札を行ったところ、八千代エンジニアリングが最も低い金額で応札し、予定価格の 85%を下回ったため、担当課と当課において、低入札価格調査を実施いたしました。業者に確認したところ、他市の受託実績もあり、仕様書の内容も正しく理解しており、人件費も含めて無理なく実施できる、外注せず、自社で業務を実施し、履行期限内での業務の完了が可能であることから、低い金額で入札することができたことを確認いたしました。

結果として、適切に業務が実施できることを確認しましたので、落札決定といたしました。

最後に、成果物の状況確認は、履行期間が令和 8 年 3 月 13 日となっていることから、これから行うこととなります。成果品の納入時に業者立ち会いのもと、仕様書に記載されている成果品として報告書などの納品と内容の履行の確認を行い、業務が完了となります。

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

竹内委員： 当初、予定価格を決めるときに何者かに聞いて、456 万円の予定価格になったということですが、落札率が 50%を下回っており、資料No.1 の機械と違って、下げられる理由が見えてこないのですが、どのように解釈すればいいのでしょうか。

松井係長： 当初見積額から半額ぐらいになった理由は、まずは受注意欲のあらわれであります。そのために、経費を下げる企業努力をされています。

あと、他市での実績もあり、必要なデータなどを利用できるため、

縮減することができたと思われます。

竹内委員： 裏を返すと、聞いた先の業者は、受注意欲はなかったからこのくらいで見積もったけど、だけどやっぱり正式に見積りをもらったから、頑張ったということなのでしょうか。

低入札価格調査できちんと確認してから、契約決定をしたということでしょうか。

小出係長： 過去に他市で同じような業務実績がある業者からのみ、参考見積りを依頼していますので、基本的には、受注可能な体制の業者から、適切な参考見積を取ったと考えております。

竹内委員： 50%をきる落札率となったのは、受注意欲があって頑張って取りたいからとの認識になってしまいますが。

小出係長： そのとおりでよろしいかと思えます。

今回、受託した会社からは、あくまで参考見積りというのは、一般的に実施した場合にかかる経費を単純に積算するもので、入札の場合は、そこから自社で受注したい場合に出す金額になるので、同じ会社が出したとしても、参考見積価格と入札額は異なると聞いております。

竹内委員： そういう説明は一般論で、予定価格と似た価格で契約決定しているものが結構あったりするのです。

今本委員長： 予定価格と一緒にあればいいということでしょうか。

竹内委員： 受注意欲だけで 50%を切る落札率は市民感覚で見ると違和感があるため確認させていただきただけです。

春日主任： 入札のときは、何とかして取ろうという金額で積算してきますが、参考見積りのときは、これだけあれば、できますよという積算だと思います。

竹内委員： それは認識しています。今までの資料をみると、聞いた業者の金額が予定価格になっていて、その価格どおりに決まっていると何か違うな、今の説明と違うなと思っただけです。

今本委員長： それでは次の案件に移りたいと思えます。

#### 《No.4 降雪予報情報提供業務委託》

今本委員長： No.4 降雪予報情報提供について、指名競争入札で行われたが結果、今回の入札で業者が変わったかと、特殊な業務であるが、何社入札に参加したかを確認したいということで抽出していただきました。何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： はい。それでは、契約検査課の工藤係長、説明をお願いします。

工藤係長： 今回の入札は、資料にありますとおり、3社での指名競争入札を行い、(株)Snow Cast が落札しています。

この委託業務は内容が特殊であるため、当市の入札参加資格を有する業者で、この業務を実施可能な業者はこの3社しかいないため、ここ数年は毎年、この3社による指名競争入札としております。

過去の落札業者は、令和3年度と4年度は今回と同じ(株)Snow Cast。令和5年度と6年度は今回2番手だった、いであ(株)となっております。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

井部副委員長： この業務は雪の関係なので、毎年のことかと思いますが、この場合は毎年、見積りを取って入札をしているのでよろしいでしょうか。

工藤係長： その通りです。

予算要求するときと入札を実施する直前にとっておりますので、通常のやり方で毎年、見積りをもらっております。

井部副委員長： 毎年、予定価格はどれくらい変動しているかとか、過去に比べてどのくらい高くなっているとかお分かりでしょうか。

近藤係長： 予定価格とあまり差がない価格で落札されています。

井部副委員長： 予定価格も設計額も毎年、変わらないのでしょうか。

近藤係長： 毎年、そんなに変わらないです。

井部副委員長： 毎年、だいたい同じ業者なので、だいたい予測できてしまうのかなと思ひまして、仕方ないですけど特殊なのでどのように皆さん計算されているのかなということが、気になるというか、例えば今年とった業者は、この価格で今回取れたんで、次の年は、また同じ金額にするのか、少し下げるのかとか、そのあたりが疑問というか、予定価格は伏せているのでしょうか、経験則でだいたい分かってしまうのか、どうしているのかと思ひました。

工藤係長： 業者が見積額を出すときも、その入札額を決めるときもどのように設定してるかというのは、すべて把握してるわけではありませんが、入札結果を公表していますので、窓口に閲覧にこられる方は結構います。

委託業務だと毎年同じような案件、毎年繰り返している案件も多いですので、同じ内容であれば、だいたい予定価格も近い金額になるのは確かだと思います。

ただ物価の変動がありますし、競争も働いていますので、必ずしも安くなるとも言えませんし、高くなるとも言えませんので、それぞれ業者は、過去のものも参考にしつつ、自社の金額を決めているというところだと思います。

井部副委員長： ありがとうございます。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

宝池委員： 予定価格は100万円で大きい金額ではないですからどの業者がやられても私はいいとは思いますが、これはあくまでも予報ですから、どのくらい当たったかどうかという成果が大事だと思います。だから、指名競争にしないで随意契約にして、その業者から2年とか3年やってもらって、その結果、的中率があんまり外れてるようなのであれば次の業者にするとか、かえってそちらの方がいいのではないのでしょうか。

工藤係長： 今回の委託業務につきましては、資料にも書きましたとおり、精度検証ということで、的中率を検証するという作業もあわせて行っていただいております。

過去の的中率がどうだったかという資料が今、手元にないので分かりませんが、ご指摘いただいたご意見を踏まえて、随意契約が適切かどうかということは検討課題であると思っております。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.5 介護認定調査タブレット導入業務（ハードウェア）委託》

今本委員長： 続きまして、No.5 介護認定調査タブレット導入業務（ハードウェア）委託について、随意契約にした理由について知りたいということで、抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部副委員長： 私がもらった審議案件の抽出資料だと、ハードウェアの導入と保守と書いてありましたが、今日の資料を見ると、導入だけになっていまして、その内容に関してもお伺いできればと思います。

今本委員長： それでは、契約検査課の工藤係長、説明をお願いします。

工藤係長： この契約は、令和7年11月から使用するタブレット端末の導入について10月末を履行期限として委託したものです。

まず、物品と保守を分ける必要はなかったのかのご指摘についてですが、今回導入したタブレット端末には、有料の保障プランをつけたため、補償を含む導入になっております。

ですので事前に井部副委員長にお渡ししたとおり、タブレットの導入と保守も含んでいるものです。

次に随意契約とした理由ですが、このタブレット端末は、担当課が執務室で使用している介護保険システムと連携が必要なものであり、そのシステムは、富士通ジャパン(株)が開発、運用を行っております。

タブレット端末は令和5年度から段階的に導入しているもので、昨年度までは、端末の導入と、それに付随するソフトウェアのインストール等の設定作業の他に、介護保険システムとタブレット端末との連

携用ノートパソコンの導入も行っており、これら一連の業務を富士通ジャパン(株)に随意契約で委託しておりました。

今年度は、富士通ジャパン(株)が分社化し、ハードウェア部門をエフサステクノロジーズ(株)が担うこととなりましたが、これらタブレットパソコンソフトウェアを一体的に管理運営していく必要があるため、従来どおり1者随意契約としたものです。

今本委員長： ありがとうございます。

それでは何か質問等ございましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.6 インターネット系端末機器（令和7年度整備）賃貸借》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件です。インターネット系端末機器（令和7年度整備）賃貸借ということで、落札率が低いということで抽出していただきました。何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それでは、契約検査課の工藤係長説明をお願いします。

工藤係長： この契約はリース業者が物件を納入業者から買い取り、その物件を市に対してリースするという形の契約となっております。

資料でお示ししている入札結果は、市が契約するリース業者とリース料を決めるための入札結果になりますが、この入札に先立ち、リース業者が買い取る物件の納入業者と価格を決めるための見積合わせを行っております。

実際には、その見積り合わせは(株)BSN アイネットとの1者随意契約でしたが、同社の見積額が参考見積額の64.09%と大きく下げられており、その参考見積額をもとにこの度のリース契約の予定価格を設定したため結果として落札率が低くなったものです。

今本委員長： ありがとうございます。

それでは只今の事務局の説明に対し、何かご質問等ございましたらお願いします。

(株)BSN アイネットに見積り合わせを依頼したということでしょうか。

工藤係長： このリース契約につきましては、市とリース業者の他に第3の登場人物として納入業者がいて、落札決定したリース業者である八十二リース(株)がその物をどこから買うかということ、まず決めるための見積り合わせを行います。

(株)BSN アイネットにまず見積りを徴取して、次に物を販売する業者とその販売価格を決める入札を行い、八十二リース(株)に決まっています。八十二リース(株)は(株)BSN アイネットからその物を買って、市

に対してリースをするという形の契約になっております。

今本委員長： 市と(株)BSN アイネットは直接的な関係にないということは、契約関係にはないということですね。

工藤係長： はい。ありません。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6 の案件は、以上で終わりたいと思います。

《No.7 除機修第 7-1-79 号 ロータリ除雪車 12 ヶ月点検 (車検) 整備修繕》

今本委員長： 続きまして、No.7 の案件ですが、ロータリ除雪車 12 ヶ月点検 (車検) 整備修繕ということで、除雪用車両点検整備の案件 29 件中 14 件が落札率 100%だということで、抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

井部副委員長： 事前に事務局に電話で確認したところ 1 円でもオーバーしたら、入札はできないということをお聞きしたので、1 円単位の予定価格にぴったり合わせてきたというのは、どういう経緯でそうなったのかというところを確認したくて抽出しました。算定方法などをお聞きできればと思います。

今本委員長： それでは契約検査課の工藤係長、説明をお願いします。

工藤係長： この案件の予定価格の設定方法は、いずれも複数の業者から参考見積を徴取し、そのうち低いほうの額を予定価格として設定しております。

なお、除雪用車両点検整備の案件 29 件のうち、車検を含むものについては経費に自賠責保険料等の消費税非課税経費を含むことから、入札は税込額で行うこととしており、資料の入札結果も税込表示となっております。

予定価格が 1 円単位となっている案件が多い理由ですが、仕様書で修繕項目や交換する部品の規格等を細かく指定しており、特に部品はボルトやオイルなど 1 円単位の物も多いことから、合計額でも 1 年単位の端数が生じております。

また、落札率が 100%の案件が多いのは、参考見積額のうち低い方の額と同じ額で落札する業者が多かったためです。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

竹内委員： この案件の資料だけ、予定価格に金額の記載がありませんがなぜでしょうか。

工藤係長： 本来であれば税抜きの予定価格を入れる欄ですが、先ほどご説明しましたとおり、消費税非課税経費を含むため予定価格は税込みでしか

設定していなかったため、税抜きの予定価格の記載がないものです。

竹内委員： この資料を見ると(株)山崎サービスから参考見積をもらい、その金額が予定価格となり(株)山崎サービスが落札されたのだらうと思いました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

この業種の業者は、予定価格と同じ額で慣行的に入札してくるのかなと思いました。

井部副委員長： No.4 の案件と同じことですが、除雪車の整備も毎年のもので、基本的に、整備をする前にどこが壊れているか分からない状態で入札をするので、だいたい毎年整備するところは同じだと思うので、同じ機械であれば、同じ金額になってしまうのではないかと思います。これだけ数があるので、あとはその除雪車を配置する地域が決まっていると思いますが、その場所によって毎年同じ業者が同じ車両を車検や検査をした方が、安全ではないかと単純に思います。例えば自分の車も毎回、同じ業者に車検を依頼するのが、だいたい普通だと思います。違う業者が毎回やるよりこの車両はこの業者と決めてやるほうが、安心安全な気がしますし、経費的にも抑えられると思います。その地域の場所ごとに地域の近い業者が、毎年受け持たれる方がいいと思いました。

今本委員長： 何かございますか。

工藤係長： 実態として、入札結果は同じ地区のものは同じ業者が落札する傾向にあるのかなと思います。

それは近くの業者の方がより地元だから頑張るというのもあると思いますし、その除雪車を運んだりするのに、移動距離が短いという利点もあるので結果として、そうなっているのかなと思います。1者随意契約にするとなるとそれなりの説明が必要になりますので、今いただいたご意見も踏まえて今後、適正な入札のあり方の検討をしていきたいと思っております。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7 の案件は、以上で終わりたいと思います。

続きましてここからはガス水道局の案件となりますが、No.8 鴨島第一排水区雨水排水ポンプ機械設備工事です。落札率が低いということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それではガス水道局の金井係長、説明をお願いします。

金井係長： 本案件の落札率は 69.62%ですが、予定価格は、建築住宅課営繕室において設計積算を行い、積算された設計額を基に決定しています。

積算には「新潟県土木工事等基礎単価表」及び「物価資料」に掲載された単価を使用しますが、これらに掲載がない単価については、「新潟県土木部積算基準」に則り、特別単価調査を実施し設計単価を決定することとされています。

本案件で設置する機器につきましても、単価表や物価資料に単価の掲載が無いことから、前もって「特別単価調査業務委託」を実施し、設計単価を計上したところであります。

なお、この単価については、入札時に当該工事にのみ係る単価として公表しています。

本案件は、入札額が予定価格の85%を下回ったため、低入札価格調査を行い、その調査のため入札額の明細書の提出を受け、設計額と比較したところ、先ほど説明させていただいた特別価格調査業務委託にて提示された機器との価格差がマイナス38.69%、5,875万円の減と大きく異なったことが、落札率が低い主たる要因であることが判明しました。

改めて、特別価格調査業務委託の受託者に確認したところ、「複数社から見積りを徴収後、社内で検討し調査単価として提示をした。入札時にはメーカーの利益が少なくても自社の製品を導入してほしいため、思い切って値下げをした価格を出したものではないかと考えられます。」との回答でした。これ以上のことは各メーカーの内部情報となるため、確認することはできませんでした。

なお、担当課にて低入札価格調査の結果を確認し、導入される機器が仕様に基づくものであることを確認できたことなどから契約締結に至りました。

今本委員長： ありがとうございます。

それでは、何か質問等ございましたらお願いします。

宝池委員： 本工事は特定共同企業体という入札要件として行っているのはどうしてでしょうか。

金井係長： 設計金額が1億5千万円以上の工事については、特定共同企業体が要件となる基準がありますので、その基準により入札を行ったものです。

宝池委員： そういうルールがあるのですね。分かりました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

無ければ次の案件に移りたいと思います。

《No.9 上越市ガス水道局ホームページリニューアル業務委託》

今本委員長： 上越市ガス水道局ホームページリニューアル業務委託ということで、こちらは落札率が低いとのことで抽出していただきました。何か補足ありますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それではガス水道局の金井係長、説明をお願いします。

金井係長： 本案件の落札率は 50.44% であります。まず、予定価格の算定方法についてですが、担当課が作成した仕様書に基づき、選定理由欄と同様な基準により担当課が複数者から参考見積を徴し、そのうちの最低金額を設計額とし、その設計額を基に予定価格を決定しています。設計額の算定としては、2 者以上から参考見積を徴することとなっていることと、合わせて、提出された見積額については担当課等において根拠のない歩切りは行ってはいけないこととしておりますので、設計額及び予定価格については問題ないものと考えています。

入札価格が予定価格の 85% を下回ったため、低入札価格調査を行いました。担当課にて問題なく業務が行えるとの判断がなされたことから契約締結に至りました。

ホームページのリニューアルということで、大部分が労務費であり、過去の実績やノウハウ等があり、本案件に係る労務費が軽減できることなどにより、安価な金額での入札になったものと思われま

今本委員長： ありがとうございます。

今ほどの説明につきまして何かございましたらお願いします。

宝池委員： 本件も No.8 の案件も落札率が非常に低いですが、最低制限価格の設定はないのでしょうか。

金井係長： 設計書にて入札を行うものについては最低制限価格を設定しますが、それ以外の仕様書発注には、入札価格が予定価格の 85% を下回った場合は低入札価格調査を行い、問題がなければ契約締結となります。

宝池委員： 最低制限価格を設定するのはどのようなものですか。

金井係長： 設計・積算を行ったもののみ、最低制限価格を設定しています。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

#### 《No.10 ボトルウォーター》

今本委員長： 最後 No.10 の案件、ボトルウォーターの案件です。落札率が 100% ということです。何か補足ございますか。

井部副委員長： ありません。

今本委員長： それではガス水道局の金井係長、説明をお願いします。

金井係長： 予定価格は税込 135 万 7,329 円ですが、本案件も選定理由欄と同基準により担当課が複数者から参考見積を徴し、最低金額を基に設計額を決定し、設計額を基に予定価格を決定しています。

当初は 500 ml のボトルウォーターを 5,000 本購入する予定をしておりましたが、参考見積徴収業者から 1 箱 24 本入れの箱単位での販売

となることから今回、209箱で5,016本と半端な数の購入となります。

さらに、1本あたりの単価も1円単位までの金額で積算されていることから、設計額及び予定価格については1円単位での金額となっています。

落札率が100%の理由としては、参考見積を基とした予定価格と入札価格が同額となり、結果として落札率が100%となったものです。

また、業務内容の詳細についてですが、令和8年6月に当市の水道事業が100周年を迎えます。それに伴い、現時点で記念事業等は検討中で決定しておりませんが、令和8年度に実施する各種事業の際に100周年の記念品として配布等するために購入するものです。

今本委員長： ありがとうございます。

今ほどの説明につきまして何か質問等ございましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かございますか。

佐藤契約検査課長： 次回の会議となりますが、令和8年度第1回会議の審議案件を抽出していただくのは、竹内委員となりますのでよろしくお願いいたします。竹内委員には、改めて事務局からご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

開催時期は、令和8年4月下旬もしくは5月上旬頃を予定しております。日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、ご案内いたします。事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

## 9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。